

栗東市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月21日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 藤田 啓仁

財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日

（1）財政援助団体

コミュニティセンター金勝管理運営委員会
コミュニティセンター葉山管理運営委員会
コミュニティセンター葉山東管理運営委員会
コミュニティセンター治田管理運営委員会
コミュニティセンター治田東管理運営委員会
コミュニティセンター治田西運営委員会
コミュニティセンター大宝管理運営委員会
コミュニティセンター大宝東管理運営委員会
コミュニティセンター大宝西運営委員会

令和2年5月1日～令和2年6月19日

（2）財政援助団体（出資団体）

栗東都市整備株式会社 令和2年8月19日

4. 監査の着眼点と実施内容

令和元年度補助金にかかる出納その他事務の執行が財政的援助（出資等）の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、出資団体にあつては経営的な観点にも留意して、関係者から提出資料の説明を求め質疑応答により実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、当初予定していたコミュニティセンター葉山・コミュニティセンター葉山東の实地監査を中止したため、今年度はコミュニティセンター9施設全てにおいて、書類審査を実施した。

5. 監査の結果

【コミュニティセンターへの意見】

書類監査により監査した限りにおいて、一部で不適切な補助金等の執行が見受けられた。補助金の執行にあたっては、自治振興課の指導の下、栗東市補助金等交付規則に基づき適正に執行されたい。

主管課においては一層の指導、支援に努められたい。

【栗東都市整備株式会社への意見】

監査の範囲内においては、出資金・財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。引き続き利用者が安全に利用できるよう施設の維持管理に努めるとともに、空き店舗の解消や将来的な施設の在り方等について、早急に関係機関と連携し取り組まれることを期待する。

主管課においては、出資団体として目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

以 上